

厚生科学研究費補助金（厚生科学特別研究事業）

分担研究報告書

G8サミットにおける危機管理体制のあり方に関する研究

分担研究者 立山 浩道 宮崎県立宮崎病院長

1 研究目的

宮崎県で平成12年7月12日、13日に開催される「九州・沖縄サミット宮崎外相会合」における救急医療体制の整備に向けて、万全の体制がとられるものと考えるが、参加国外相をはじめ各国外交官、記者団への救急医療、搬送、医療現場での体制等について研究・検討を行ない、救急医療体制の整備のあり方について提言を行なうこととした。

2 医療体制のあり方について（別紙1 参照）

（1）拠点医療機関及び支援医療機関の設置について

九州・沖縄外相会合における救急医療体制は、医療機関を外相等の政府要人を対象とする拠点医療機関と政府関係者及び報道関係者を対象とする支援

医療機関とに分けて対応すべきである。

拠点医療機関は第三次救急医療を担う救命救急部門を有する病院、支援医療機関は宮崎市内にあって、会合会場にできるだけ近い二次救急を担う病院及び救急告示病院とすべきである。

拠点医療機関においては開催期間中、緊急事態に対応できるよう専門医療チームを編成し、24時間体制で待機するものとし、その際、脳神経外科、心臓血管外科は必置とすべきである。

支援医療機関についても同様の体制を取り、閣僚以外の会合関係者、記者団における報道関係者への救急医療を担当するものとする。

（2）会合会場、宿泊施設、記者団における救急医療体制

会合会場、宿泊施設にはそれぞれに医務室を配置し、24時間体制で緊急事態に対処するため待機するものとする。

待機する医療チームは医師1名、看護婦2名を1チームとする。また、会合会

場、宿泊施設には医務室を設け、医療チームはその場で待機するものとする。

緊急事態が発生した場合、手術、入院が必要と判断され搬送が必要となつた場合は、閣僚の場合は拠点医療機関に、その他の政府関係者の場合は、最寄りの支援医療機関へ予め配備している救急車にて搬送するものとする。

また、プレスセンターにも専用の医務室を設けることとし、専用の医療チームを配備する。構成は会合会場と同様に医師1名、看護婦2名とする。手術、入院が必要と判断され搬送が必要な場合には、支援医療機関に搬送するものとする。

(3) 空港及び視察先における救急医療体制

空港にも医務室を設け、医師が待機する体制をとるものとする。空港到着時あるいは到着前に外相等政府要人に緊急事態が発生した場合は、医師は必要な措置を講じた上で、待機している救急車両に同乗し、直近の拠点医療機関に搬送するものとする。

視察等により、会合会場、宿泊会場からの移動がある場合は、視察先に医師を派遣し救急隊とともに緊急事態に備えることが必要である。

この場合、会合会場、宿泊会場に待

機する医師は不要となるので、当該医師を視察先に派遣することが可能となる。

視察先で外相等政府要人に緊急事態が発生した場合には、医師が必要な措置を講じた上で、配備されている救急車両により最寄りの拠点医療機関に搬送する。

その他の関係者については、直近の支援医療機関等に搬送するものとする。

(4) 空港から会合会場、宿泊会場への移動経路上で緊急事態が発生した場合

緊急事態が発生した場合は、使用道路の状況等を考慮し、空港から国道220南バイパスに侵入するまでに発生した場合とそれ以後の場合とに分けて、最も迅速かつ安全に搬送できる手段、ルートにより、搬送すべきである。

3 救急搬送体制についての検討

(1) 緊急事態に対する対応

- 会合会場をはじめ空港、視察先には救急搬送車両として高規格救急車を配備するものとし、隊員中1名は救命士とすべきである。
- 外相用としては専門の救急隊を配備すべきである。

c. 緊急事態が発生した場合には、一時的に医療チームが応急措置するものとするが、医療チーム医師から救急搬送要請があった場合、現地に置く「医療対策本部」（仮称）の判断により対応するものとする。

d. 救急活動を実施する場合は、派遣された医師との連携を密にし対処することが重要であるので、実地訓練や事前の打合わせを綿密に行なうべきである。

e. 傷病者の救護に対しては、感染防止及び搬送に伴う安全管理に十分配意することが重要である。また、搬送に際しては、警察警備車両による先導が必要である。

（2）救急用ヘリコプターの活用について

救急用ヘリコプターの活用は、搬送経路が交通混雑地域あるいは搬送先の医療機関との距離があり搬送時間をする場合には有効である。

しかし、宮崎市のシーガイアを会場とする場合は、搬送を救急車により行なうとしても、ヘリコプターを活用する場合との時間的な差は余りないものと考える。むしろ、ヘリコプターの離発着の準備等に要する時間等を考えると、ヘリコプターの活用よりも警察警

備車先導により救急車による搬送が有効と考える。

（3）会合・宿泊会場からの救急搬送路線

搬送路線は、予め搬送ルートを設定しておくべきであるが、不測の事態に備え予備路線を設定しておくべきである。

仮に、拠点病院を次の2医療機関と想定した場合の距離及び所要時間は、次のようになる。

a. 搬送先：県立宮崎病院

距離：13.5km

時間：通常走行 21分（無停車走行）

b. 搬送先：宮崎医科大学病院

距離：27.4km

時間：通常走行 34分（無停車走行）

4 消防、警察との連携が図られるような組織を設けることについて

（1）医療対策本部

外相会合開催期間中は、会場となるシーガイア内に救急医療体制のコントロールタワー的な機関として医療対策本部を設置し、情報収集発信の一元化、緊急事態発生時の救急医療、搬送対応

の意思決定機関として適切・迅速に対応できる体制を整備しておくことが必要である。

(2) 医療対策本部の構成員

- a. 医療対策本部は国の機関である外務省、厚生省、消防庁も加わり、県消防防災課、県福祉保健課、県サミット協力堆進協議会、県警サミット対策課により構成すべきである。
- b. 組織は次の班により構成すべきである。
 - ・ 総務班・・・関係機関との連絡調整、消防・救急・医療に関して他の班の業務に属さないことを担当する。
 - ・ 救急医療班・・・救急医療体制の実施に関する事、その他救急医療に関することを担当する。
 - ・ 責任者として現地本部長、責任者を補佐する副本部長を置くものとする。

5 緊急事態発生時の対応について

(1) 緊急事態発生時の連絡体制の方

外相会合関係者に緊急事態が発生した場合には、速やかに4(2)aで記述の

医療対策本部へ連絡が入るものとし、医療対策本部は、医務室等で待機する医療チームに直ちに応急措置を講じるよう連絡するとともに、消防・救急、警察、搬送先である医療機関等の関係機関が即時に対応体制を取れるような連絡・連携体制を構築すべきである。
※連絡・対応手順については（別紙2）参照

(2) 拠点医療機関、支援医療機関における緊急事態発生時の対応

a. 拠点医療機関

拠点医療機関においては、医療対策本部から、外相等の搬送の連絡を受けた場合は、直ちに予め定めておいた対応手順に従い必要な体制を整えるものとする。

また、搬送された患者の身辺警護に万全の警備体制が取れるよう警備当局への協力が必要となる。

また、病院において必要な措置を講ずる場合には、同行する当事国の中員及び日本国外務省職員と十分な意思疎通を図りつつ行なうことが必要である。

* 対応手順については（別紙3）参照

b. 支援医療機関

外相等政府要人以外の関係者やプ

レスセンターに詰める報道関係者を対象とした医療機関としては、支援医療機関を置き、当該病院が対応することが適当と考える。

これらの対象者で病状が重篤で、三次救急医療が必要と認められる場合は、拠点医療機関に搬送すべきである。

(3) 観察先、空港等のシーガイア以外での緊急事態発生時の対応

a. 観察先等での対応

観察が予定される場合には、観察先に救命救急士が同乗する救急車を配備し、医師も観察先に配備すべきである。

その際、医師については、会合会場、宿泊会場に配置する医療チームが、観察に同行する形で担当することが適当と考える。

緊急事態発生時には、観察先最寄りの拠点医療機関に搬送し、必要な措置を講ずべきである。

b. 空港での対応

外相等の到着時、出発時における対応としては、空港に医務室を確保し医師を配置すると共に、搬送用の救急車を配備し、緊急事態発生時には医師の診断により、最寄りの拠点病院に搬送し、必要な措置を講すべきである。

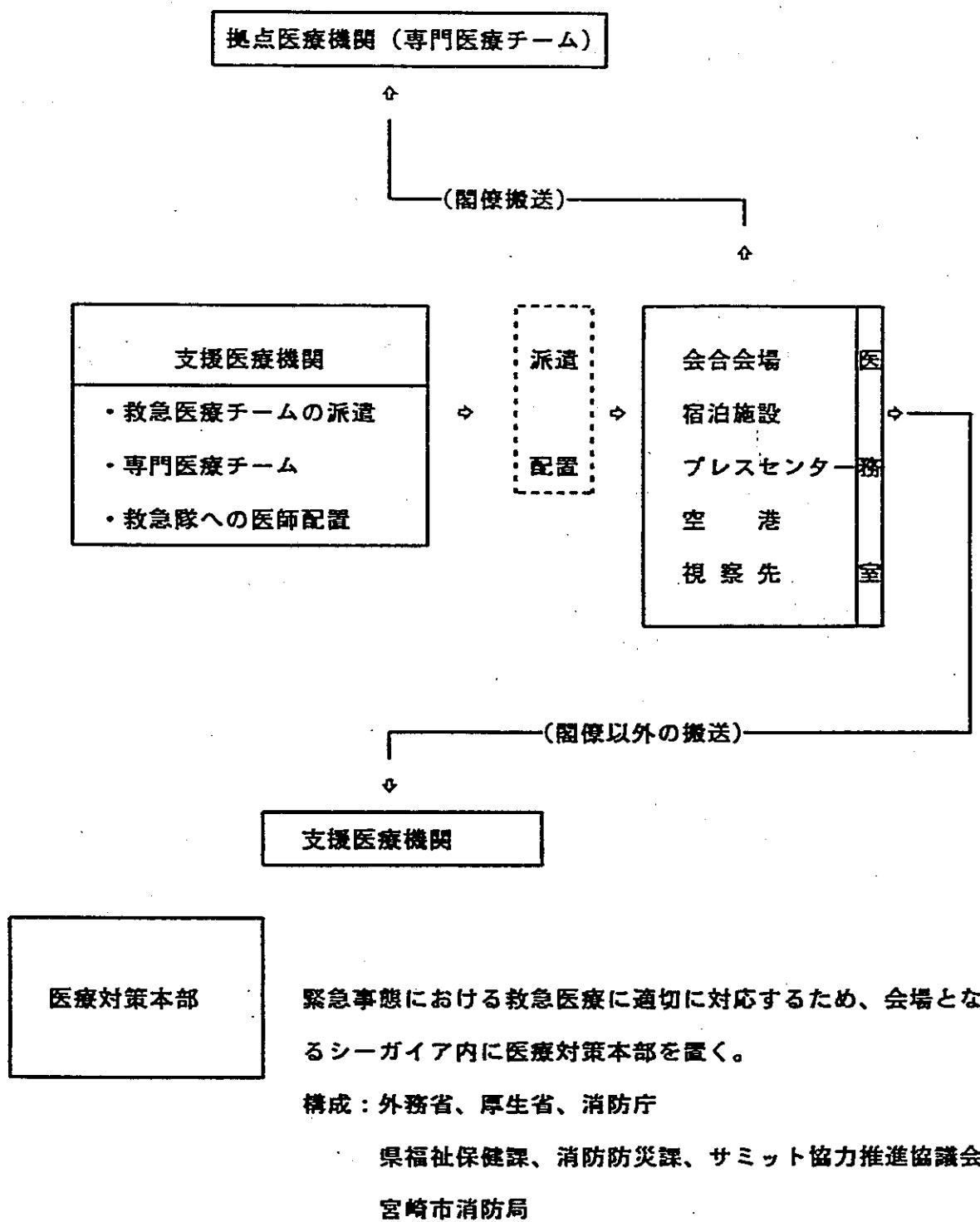
また、移動途上で緊急事態が発生した場合には、救急車を配備する時間的な余裕もなく、使用道路が一方通行になっている場合なども想定されるので、外相等の使用車両でそのまま、最寄りの拠点病院に搬送することが適当であると考える。

6 おわりに

以上、緊急事態に備えた体制のあり方について研究・検討を重ね、提言をしてきたが、これらはあくまで机上における対応案の提言であり、関係機関からなるプロジェクトチームを結成し、具体的な計画を策定の上、実際にそれぞれの場所、機関で効果的に機能するかどうかを、実地訓練により検証すべきである。

(別紙1)

九州・沖縄サミット宮崎外相会合における救急医療体制についての
基本的な考え方について



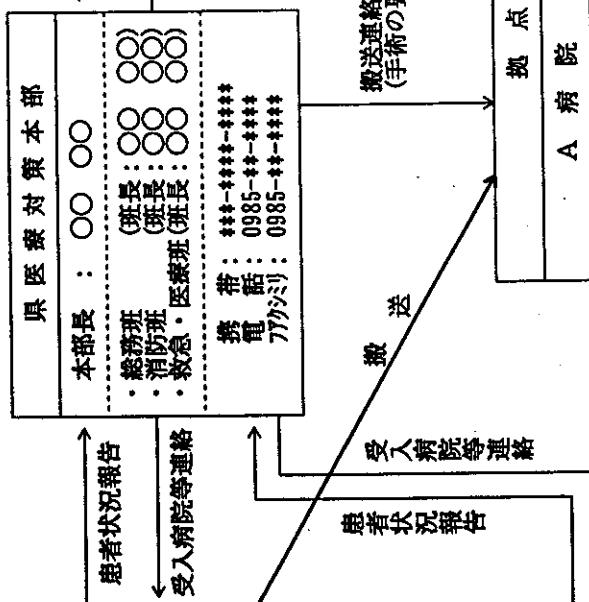
九州・沖縄サミット宮崎外相会合医療体制表

□ 目 項

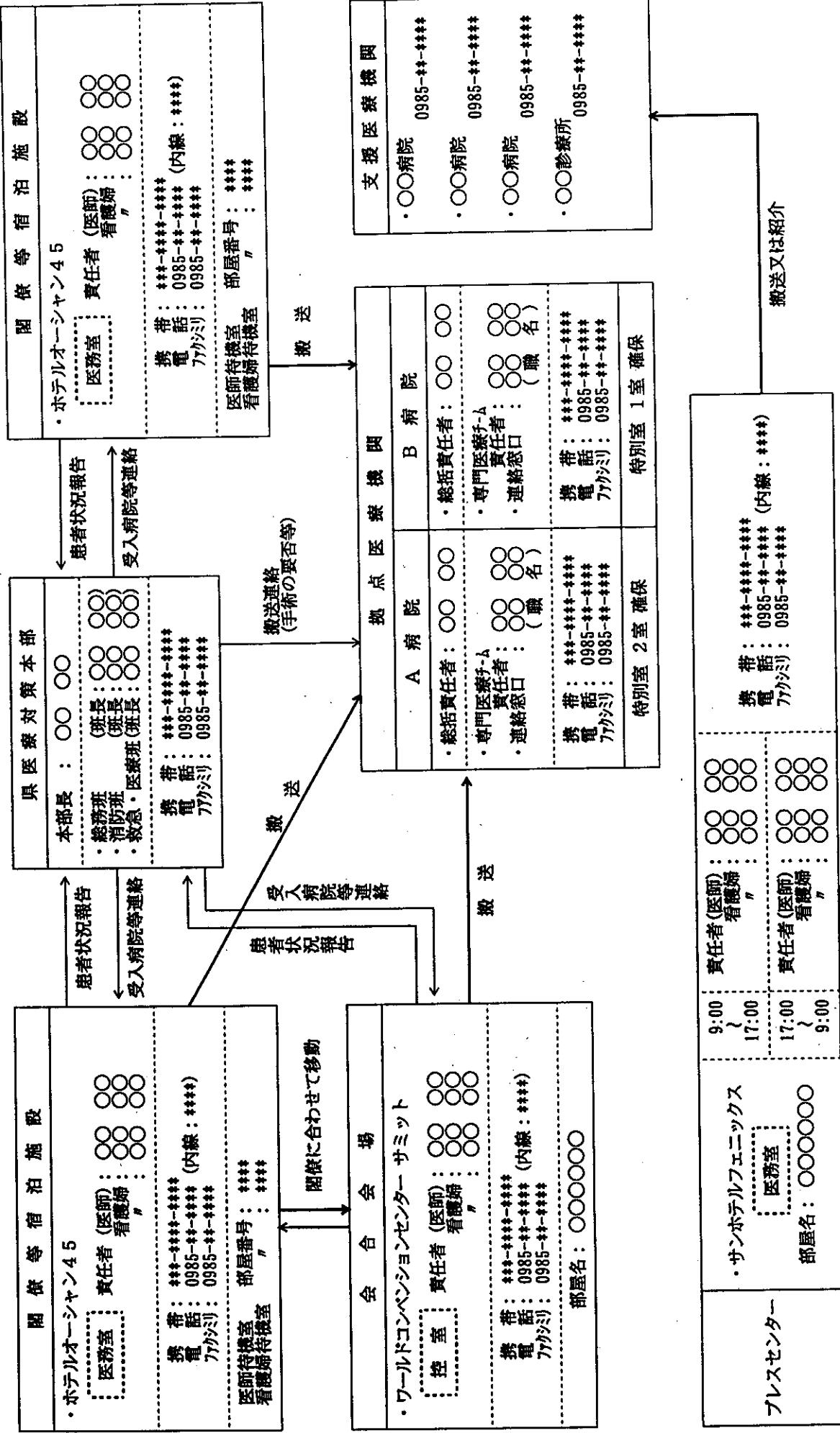
○昼間対応（午前 9 時から午後 5 時まで）

開 催 等 宿 柏 施 設	
・ホテルオーシャン 4.5	
医務室	責任者（医師）：〇〇〇〇〇〇 看護婦：〇〇〇〇〇〇 部屋番号：*****
携帯電話：0985-***-**** (内線：****) アカウント：0985-**-****	
医師待機室 看護婦待機室	部屋番号：***** 部屋番号：*****

会 合 会 場	
・ワールドコンベンションセンター サミット	
性室	責任者（医師）：〇〇〇〇〇〇 看護婦：〇〇〇〇〇〇 部屋名：〇〇〇〇〇〇
携帯電話：0985-***-**** (内線：****) アカウント：0985-**-****	

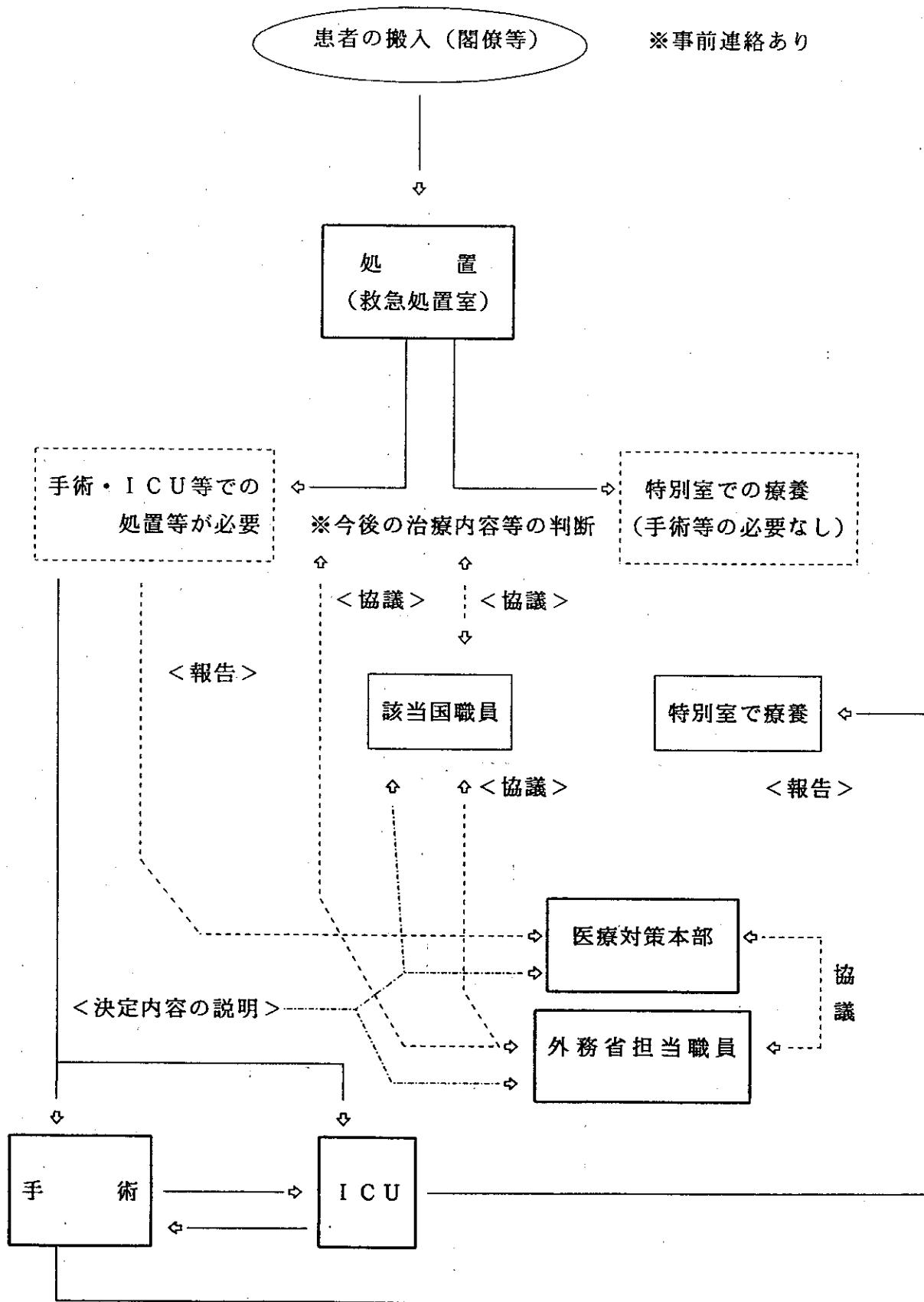


○夜間対応（午後 5 時から午前 9 時まで）



(別紙 2)

拠点病院における緊急事態対応フロー図



九州・沖縄サミット宮崎外相会合

救急医療実施マニュアル（案）

宮 崎 県

1 救急医療体制を実施する期間

九州・沖縄サミット宮崎外相会合における各国閣僚等の政府要人（以下「閣僚等」という。）が到着する日から離県するまでの間とする。

2 救急医療の対象者

閣僚等、各回国政府関係者及び報道関係者を対象とする。

3 救急医療体制の内容

（1）サミット（消防）救急医療現地本部

ホテルオーシャン45に次のとおり配置する。

班名	職名	所属	連絡先
	本部長 副本部長		
総務班	班長 班員		
(消防班)	班長 班員		
救急医療班	班長 班員		

（2）拠点医療機関

閣僚等の緊急事態に対応するために、次のとおり拠点医療機関の体制を確保する。

- ・緊急時対応の体制を24時間確保する。
- ・閣僚等対応の手術室、病室を確保する。
- ・毒劇物治療薬を配備する。

病院名	代表電話	総括責任者	医療責任者	事務担当者
拠点医療機関 A				
拠点医療機関 B				

(3) 支援医療機関

- ・救急医療チームを派遣する。
- ・救急隊配置医師を派遣する。（空港、視察先等）
- ・閣僚等以外の会合関係者への緊急時の救急医療を担当する。
但し、重篤な患者については、拠点医療機関に搬送する。

(4) 救急医療チーム

閣僚等、政府関係者、プレス関係者に対する救急医療を担当するため、次のとおり救急医療チームを配置する。救急医療チームの構成は別紙1のとおり。

配 置 場 所 等		配 置 内 容
会 合 会 場	ワールドコンベンションセンター サミット	1チーム（医師1名、看護婦2名） *閣僚等の動きに併せて移動する。 *搬送に伴って医師が不在の場合、プレスセンターから補充する。 *搬送の場合、医師は救急車に同乗する。 *閣僚等到着の日から離県する時まで配置
宿 泊 施 設	ホテルオーション45	1チーム（医師1名、看護婦2名） *閣僚等到着の日から離県する時まで配置
プレ ス セ ン タ	○○ホテル	

(5) 救急隊への医師の配置

閣僚等に対する救急医療を担当するため、空港及び視察先等に配置する。

*救急隊に配置される医師は、別紙2のとおり

①空 港

- ・空港内において、医師1名及び救急隊が待機する。
- ・閣僚等に緊急事態が生じた場合は、該当国及び外務省の決定に基づき、直近の拠点医療機関に搬送する。

②視察先等

- ・医師1名及び救急隊が待機する
- ・閣僚等に緊急事態が生じた場合は、該当国及び外務省の決定に基づき、直近の拠点医療機関に搬送する。

5 医務室等に配備する医薬品等

(医療チーム派遣医師と協議し決定する。)

6 救急医療活動

(別紙3のとおり)

(別紙1)

救急医療チーム

配置場所	配置日時	医 師	看 護 婦	派遣医療機関名
会合会場 ・ 宿泊施設				
プレス センター				

(別紙2)

救急隊配置医師

配置場所	配 置 日	医 師	派遣医療機関
空 港			
視察先等			

(別紙3)

救急医療活動

〈拠点医療機関〉

- 1 閣僚等について、医療機関における対応が必要な場合、その受入れを行なうこと
- 2 会場及び宿舎に配置された救急医療チームに指導、助言を行なうこと
- 3 閣僚等に対する医療活動を行なった場合、所定事項を別に定める医療活動記録に記入し、現地対策本部に報告すること

〈救急医療チーム〉

配置前	<ol style="list-style-type: none">1 シーガイア地区に入る場合は、予め指定された交通機関を利用すること2 識別証を携帯すること3 交替時間までに配置場所に到着できない場合は、直ちに現地対策本部に連絡すること
-----	--

配置後	<ol style="list-style-type: none">1 前任チームから後任チームへの用務引継ぎを行なうこと2 医務室に配備された医療機材、医薬品等を点検、管理すること3 1、2の完了を現地対策本部へ報告すること
-----	---

待機時間	<ol style="list-style-type: none">1 閣僚等以外の軽症の患者について、医務室等で診療を行なうこと2 医療機関における診療が必要と認められる場合は原則として応急措置のみを行ない、適当と認められる支援医療機関に紹介又は搬送する。
------	--

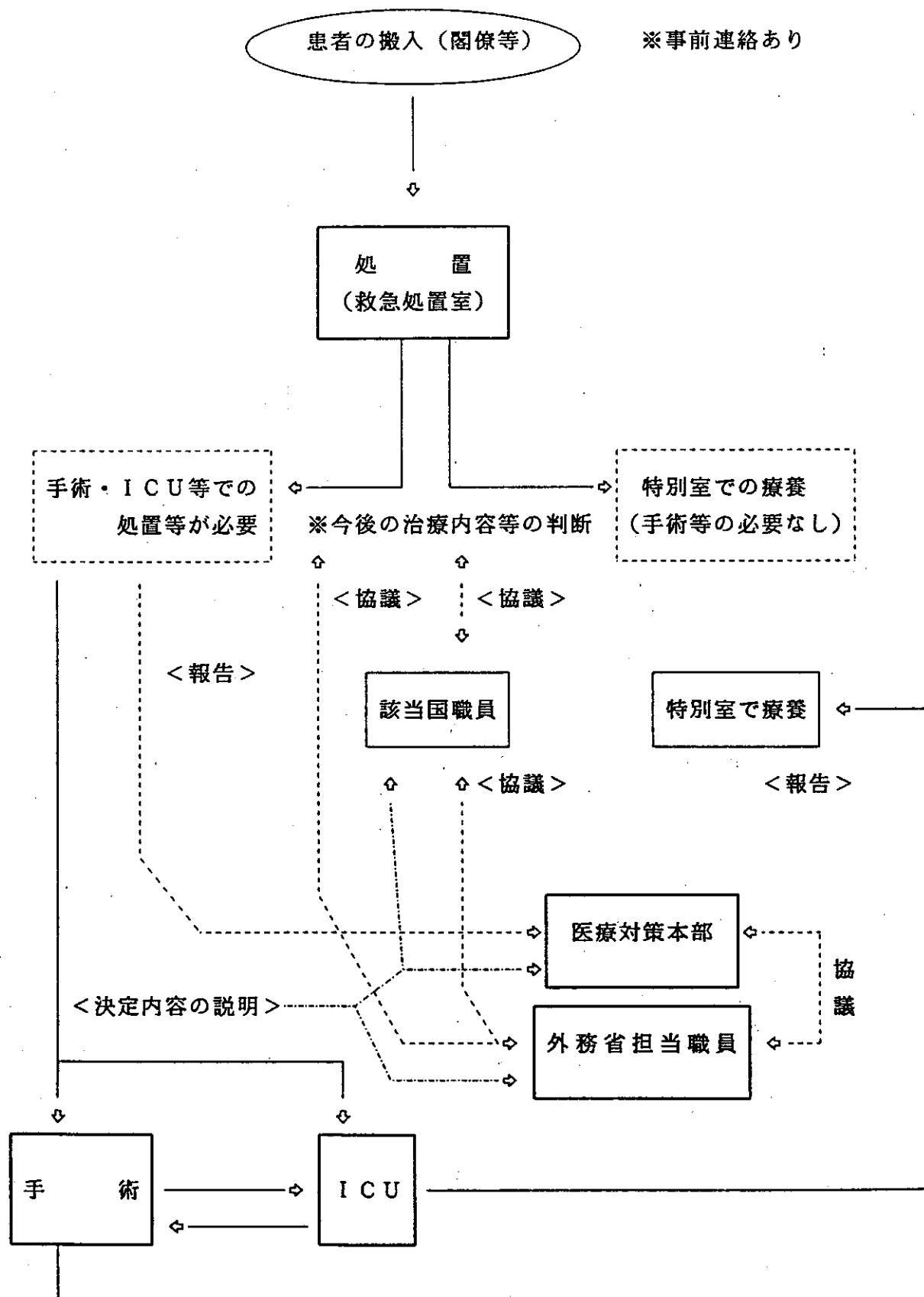
待機時間	<p>3 受診者には、別に定める診療受付用紙に所定の事項を記入させる。</p> <p>4 医務室等以外での診療は原則として行なわず、行なう場合には場所、所用見込時間等を現地対策本部に連絡する。</p> <p>5 医療活動を行なった場合、所定事項を別に定める医療活動記録に記入し、交代時に現地対策本部に提出する。</p> <p>6 閣僚等が会場又は宿舎に移動する場合は、現地対策本部の指示により移動する。移動が完了した場合は、直ちに現地対策本部に報告する。</p> <p>7 午後 時 分から午前 時 分までは、ホテルオーシャン45において待機する。</p> <p>8 食事は、医師の指示により交代で においてとるものとする。 医師は、食事のため待機場所を離れる場合、その旨を現地対策本部に報告する。</p>
------	---

閣僚等対応	<p>1 現地対策本部から閣僚等に対して往診を行なうよう指示があった場合は、外務省担当者の誘導により、往診を行なう。</p> <p>2 閣僚等に対する往診結果を該当国担当者及び外務省担当者に説明すること</p> <p>3 診察の結果、拠点医療機関への搬送が必要と認められる場合、該当国担当者及び外務省担当者にその旨を伝える。</p> <p>4 診察の結果、居室等での診療が可能な場合は、その旨を現地対策本部に報告し、必要な措置をとること</p> <p>5 搬送の決定があった場合、救急隊の到着を待ち、原則として所定の移送経路により搬送を行なう。</p> <p>6 搬送に当たって、医師は救急車に同乗する。 * 対応フロー図（閣僚等の場合）は、別紙のとおり</p>
-------	---

〈救急隊配置医師〉

- 1 原則として、派遣される救急隊の所属する消防署において、救急隊と合流する。
*合流した場合は、その旨を現地対策本部に連絡する。
- 2 識別証を携帯すること
- 3 視察先等に到着したときは、現地対策本部に連絡すること
- 4 原則として、閣僚等のみを診療の対象とすること
- 5 閣僚等以外の者に対する診療が必要と認められる場合は、原則として応急措置のみを行ない、適当と認められる支援医療機関に紹介又は搬送する。
搬送の場合は、原則として、通常の救急医療体制を利用する。

拠点病院における緊急事態対応フロー図



目次

○星間対応（午前9時から午後5時まで）

九州・沖縄サミット宮崎外相会合医療体制表

○夜間対応（午後5時から午前9時まで）

